

1 インフルエンザとは

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こり、通常、初冬から春先に流行します。

インフルエンザの症状は、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などが突然あらわれます。のどの痛み、鼻水、咳などの症状も見られます。普通のかぜに比べて全身症状が強く、気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することが多いのが特徴です。

2 インフルエンザ予防接種の効果

インフルエンザの予防接種は、高齢者の発病防止や重症化防止に有効であることが確認されています。予防接種の効果が期待できるのは、2週間後から5か月程度までと考えられていることから、インフルエンザが流行する前の12月中旬までに接種を受けておくことが望ましいでしょう。

3 インフルエンザ予防接種の副反応

接種部位が、赤みを帯びたり、はれたり、痛みがあることがあります。発熱、寒気、頭痛、全身のだるさなどが見られることもありますが、通常2～3日中に治ります。

また、接種直後から数日中に発疹、じんましん、かゆみがあらわれるなどの報告があります。非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などがあらわれることがあります。接種後に普段と変わったことがあった場合は、医師に相談してください。

4 対象者

(1) 65歳以上で接種を希望する人

ご本人の接種希望の意思が確認できない場合、定期予防接種として受けることができません。（任意接種としては可能）

(2) 60歳以上65歳未満の人で、心臓、じん臓、または呼吸器の機能もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、身体障害者手帳1級の交付を受けている人または、これらの機能に身体障害者手帳1級程度の障害があると医師が認めた人で、接種を希望する人

5 予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意

予防接種について、気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師等に質問し、十分に納得できない場合には、接種を控えましょう。また、予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受けるご本人が責任を持って記入し、正しい情報を医師に伝えてください。

(2) 予防接種を受けることができない人

- ① 接種当日、明らかな発熱のある人（一般的に体温が37.5℃以上の場合）
- ② 重篤な急性疾患にかかっている人
- ③ ワクチンに含まれる成分によって、接種後30分以内にアナフィラキシーなどを起こしたことがある人。アナフィラキシーとは、通常接種後約30分以内に起こる強いアレルギー反応のことで、じんましん、吐き気、顔が急に腫れる、おう吐、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。
- ④ 医師が予防接種を行うことが不適当な状態と判断した人

(3) 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患および血液疾患などの基礎疾患がある人
- ② 過去に予防接種を受けた時、2日以内に発熱、全身性の発疹、じんましんなどのアレルギーを疑う症状のみられた人、またそのおそれがある人
- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）の既往歴のある人
- ④ 過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある人、もしくは近親者に先天性免疫不全者がいる人
- ⑤ 間質性肺炎、気管支喘息などの呼吸器系疾患がある人

6 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- (1) 予防接種を受けた後30分は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。
- (2) インフルエンザワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- (3) 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- (4) 接種当日は、いつも通りの生活をしてかまいませんが、接種部位を清潔に保ち、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

7 その他

(1) 予防接種を受けない場合

接種医の説明を十分聞いたうえで、ご本人が接種を希望しない場合や家族やかかりつけ医の協力を得ても、ご本人の意思の確認ができなかったために接種をしなかった場合、当日の体調などにより接種ができなかった場合においては、その後インフルエンザに罹患、あるいは、罹患したことによる重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

(2) 健康被害が起こった場合

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、予防接種健康被害救済制度が設けられています。

インフルエンザワクチンの接種によって健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金の給付など）が受けられます。申請に必要な手続きについては、下記にご相談ください。